

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

【骨子案】

1. 基本的な考え方

(1) 復興の現状

- 地震・津波被災地域においては、生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了。住まいの再建も平成 30 年度末でおおむね完了する見込み。産業・生業の再生も着実に進展。復興の総仕上げに向け、復興は着実に進展。
- 福島原子力災害被災地域においては、除染等の取組により、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少。平成 29 年 4 月までに、大熊町・双葉町を除いた計 9 市町村において、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現。福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。
- 復興の進展に伴い、地域・個人のニーズは多様化しており、それらに対応したきめ細かな支援が必要。

(2) 「復興・創生期間」における政府の基本姿勢

- 地震・津波被災地域においては、地域ごとに復興の進捗状況が異なることから、遅れている地域について復興を加速化させ、復興の総仕上げに向けて、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指す。
- 福島原子力災害被災地域においては、本格的な復興に向けて、避難指示が解除された地域の生活環境整備、特定復興再生拠点の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、風評の払拭に向けた取組等を進める。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。
- 被災地での多様な主体の連携を強化し、先進的な取組の成果やノウハウの普及・展開を通じて、「新しい東北」の創造に取り組むとともに、NPO 等の官民連携や男女共同参画の推進に努める。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、世界各国から寄せられた支援に対する感謝を伝えるとともに、復興の状況や被災地の魅力を国内外に発信する。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）については、今般、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、見直しを行う。政府は、引き続き、現場主義を徹底し、被災者に寄り添いながら、「復興・創生期間」において、本基本方針に定めるところにより、以下の 2. 及び 3. に掲げる各事項に重点的に取り組むこととし、あわせて、以下の 5. において「復興・創生期間」後における復興の基本的方向性を示すものとする。

2. 各分野における今後の取組

(1) 被災者支援（健康・生活支援）

被災者の心身の健康の維持、住宅・生活再建に係る支援、コミュニティの形成、「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行う。

(具体的な取組)

- ・ 被災者の心身のケアに対する支援、被災者の移転に伴うコミュニティ形成、生きがいつくり等を引き続き支援する。
- ・ 被災者の住宅・生活再建に関する相談支援体制の整備等を支援する。
- ・ 学校校庭にある仮設住宅の解消に向け、自治体の取組を支援し、平成 31 年度末の解消を目指す。
- ・ 被災地の子どもが心身ともに健やかに育成されるよう総合的に支援するとともに、安心して学ぶことができる教育環境を確保する。

(2) 住まいとまちの復興

住まいの再建は、県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が平成 30 年度末におおむね完了。引き続き、国・県・市町村一体となって取り組む。

生活に密着したインフラの復旧はおおむね終了し、引き続き、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進め、平成 32 年度までに完了させる。

(具体的な取組)

① 住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

- ・ 岩手県、宮城県において、「復興・創生期間」中に仮設生活の解消を目指す。
- ・ 被災者生活再建支援金の支給、住まいの確保に向けた各種支援施策を着実に実施する。
- ・ 「まちなか再生計画」を 10 件認定の上、支援するなど、仮設店舗から本設店舗への移行支援等により商店街を再建し、まちのにぎわいを再生する。
- ・ 土地区画整理事業等による宅地造成後の土地活用や防災集団移転促進事業によって取得した移転元地等の活用に向けた市町村の取組を支援する。
- ・ 応急仮設住宅等の被災者の日常生活における移動の確保等を引き続き支援する。
- ・ 医療・介護従事者の確保対策の推進、医療・介護等が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）づくり等を引き続き支援する。

② 被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

- ・ 復興道路・復興支援道路等を緊急整備する。
- ・ JR 山田線・JR 常磐線については全線開通に向けて着実に取り組む。
- ・ 被災地の経済復興の礎となる港湾整備を推進する。
- ・ 海岸について速やかに復旧・復興が進むよう支援する。
- ・ 農林水産業の再生に向け、農地・農業用施設の復旧・復興、漁港、海岸防災林等の復旧・復興を推進する。

(3) 産業・生業の再生

今後、人口減少、少子・高齢化が進む中、交流人口を拡大し、自立的で、持続可能性の高い、活力ある地域経済を再生することが重要。このための取組を戦略的に推進する。

(具体的な取組)

① 産業復興の加速化

- ・ 被災地域の状況に応じて、被災施設等の復旧・整備、二重ローン対策、資金繰り支援等に取り組むとともに、官民連携による販路開拓・新規事業立ち上げ等を支援する。
- ・ 若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、企業の生産性向上や企業の人材獲得力の向上を支援する。

② 観光の振興

- ・ 平成 29 年の東北 6 県の外国人宿泊者数は約 100 万人泊であり、平成 32 年までにこれを 150 万人泊とする目標に向け、地域が行うインバウンド誘客の推進や観光地としての魅力発信等を推進する。

③ 農林水産業の再生

- ・ 農地の大区画化・利用集積、食品の安全の確保、国内外の風評被害の払拭、木材の安定供給体制の構築、漁業・養殖業の再生に向けた取組、水産加工業の販路の回復・新規開拓等の取組を支援する。

(4) 原子力災害からの復興・再生

- ・ 福島原子力災害被災地域では、復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。
- ・ 避難指示解除区域等の生活環境整備、事業・生業や生活の再建・自立、福島イノベーション・コースト構想の推進、風評の払拭に向けた取組等を通じ、福島の復興・再生を加速化する。
- ・ 帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還

困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、一日も早い復興を目指して取り組む。

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策を安全かつ着実に進める。また、東京電力福島第二原子力発電所については、東京電力が安全性を最優先に廃炉に向けた具体的な検討を進めるよう図っていく。
- ・ 放射性物質による環境汚染への対処について、福島県やその他近隣地域において着実に進むよう取り組む。
- ・ 福島の復興・再生は、中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

(具体的な取組)

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策について、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援し、安全かつ着実に進める。迅速、的確かつ分かりやすい情報発信、住民等の理解促進、信頼関係強化に努める。

② 放射性物質の除去等

- ・ 除染について、平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く 8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。福島県内の除去土壌等を安全かつ集中的に管理・保管する中間貯蔵施設の整備と施設への継続的な搬入を進める。平成 33 年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等（帰還困難区域を除く）のおおむね搬入完了を目指す。また、これに先立ち、平成 32 年前半には幹線道路沿いや身近な場所から仮置場をなくすことを目指す。輸送が完了した仮置場について、原状回復を進める。
- ・ 福島県内の除去土壌等の最終処分について、国として責任を持って取り組む。最終処分量を低減するため、除去土壌等の減容・再生利用を進めることが重要であり、減容技術の開発・実証等を進めるとともに、再生利用先の創出等に関し、関係省庁等が連携して取組を進める。
- ・ 福島県内の特定廃棄物の処理について、引き続き、安全・安心に万全を期しつつ既存管理型処分場を活用した埋立処分事業等を進める。
- ・ 福島県以外の指定廃棄物の最終処分に向け、地元の理解が得られるよう丁寧な説明に努め、個別の状況に応じた取組を進める。福島県以外の除去土壌等については、引き続き、処分方法の検討を含め、適正な管理等に係る取組を進める。

③ 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

- ・ 放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング等を確実かつ計画的に実施し、その結果について情報提供を行う。また、地元の理解を得ながら、モニタ

リングポストの配置の適正化を図る。

- ・ 魅力あるまちづくりやコミュニティづくり、雇用の創出、保育・子育て環境整備、商業施設の整備、鳥獣被害対策、防犯対策等、住民の生活に必要な環境整備を進める。
- ・ 医療・介護・福祉施設の整備・事業再開、医療・介護提供体制の確保等に向けて、県や市町村と連携し、地域ニーズに対応したきめ細かな支援を行う。
- ・ きめ細かな教育環境の整備や「ふるさと創造学」など特色ある教育への支援などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。
- ・ 事故から6年後である平成29年4月までに、大熊町・双葉町を除いた計9市町村において帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除を実現した。大熊町・双葉町に一部残る避難指示解除準備区域や居住制限区域については、遅くとも平成31年度末までに避難指示解除し、帰還を可能にするため、必要なフォローアップ除染を実施するとともに、インフラや生活に密着したサービスの復旧等に取り組む。
- ・ 帰還困難区域については、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として特定復興再生拠点区域を設定した。6町村の特定復興再生拠点区域について、帰還環境整備を進める。その際、平成31年度末までのJR常磐線の全線再開時等に先行的な避難指示解除を目指すとともに、放射線防護対策を着実に実施する。
- ・ 福島再生加速化交付金を始め様々な支援策の柔軟な活用等により、復興拠点の円滑かつ迅速な整備を支援する。
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償の円滑な実施に向けて必要な対応を継続する。
- ・ 長期避難住民と受入市町村住民とのコミュニティ形成、避難住民の見守り・心のケア、生きがいづくり等の被災者支援を引き続き図る。避難住民向け災害公営住宅の整備に伴い必要となる受入市町村のインフラ整備やコミュニティ形成のための施策等について、国として必要な支援を行う。
- ・ 特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、拠点の整備の進捗状況、住民の帰還意向、放射線量の低減状況等を踏まえ、今後、対応を検討する。
- ・ 県、市町村、民間と連携し、「福島12市町村の将来像」の提言の個別具体化・実現に向けて取り組む。

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- ・ 福島イノベーション・コースト構想について、各拠点の整備、廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進、企業立地の更なる促進、技術開発を通じた新産業の創出促進、交流人口の拡大、人材の育成、周辺環境の整備を進めるとともに、持続的・自立的な産業発展の実現に向けて取り組む。
- ・ 福島全县を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とする「福島新エ

ネ社会構想」の実現のため、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けたモデル構築、スマートコミュニティの構築に向けた取組を着実に推進する。

- ・ 官民連携でのリサイクル事業への支援等、「福島再生・未来志向プロジェクト」の取組を進める。

⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえ、事業・生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向け、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援を引き続き実施する。
- ・ 企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を図る。
- ・ 早期の営農再開と作付面積の拡大に向けて、除染後農地の保全管理・作付実証、ため池等の放射性物質対策等を総合的に支援する。
- ・ 住居等の近隣の森林の除染、里山再生のためのモデル事業、奥山等の森林整備、調査研究等の森林・林業の再生に向けた取組を着実に進める。
- ・ 福島県の漁業について、本格的な操業再開に向けた取組を推進する。

⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産物等の風評の払拭に向け、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、政府一体となって取り組む。
- ・ インターネット等の様々な媒体を活用した全国に向けた情報発信や、改訂した放射線副読本の学校現場での活用を促す工夫等により、放射線に関する正しい知識や復興が進展している被災地の姿等について理解を促進するよう効果的な取組を行う。
- ・ 第三者認証GAP等の取得促進や量販店等における販売促進、外食店への水産物の販路回復等、引き続き、生産・流通・販売の各段階の取組を推進する。
- ・ 福島県産農産物等流通実態調査の実施と、調査結果に基づく小売・流通事業者等に対する指導等を実施する。
- ・ 観光について、教育旅行を含め、国内外から福島への誘客促進に向けた取組を関係省庁が連携して進める。
- ・ 諸外国・地域における輸入規制の撤廃・緩和に向け、引き続き、あらゆる機会を捉え働きかける。

(5) 「新しい東北」の創造

- ・ 民間の人材やノウハウを最大限活用しながら、被災地において地方創生のモデルとなるような先進的な取組を推進してきたところであり、今後は各種の取組で蓄積したノウハウ等の普及・展開を図る。

(具体的な取組)

- ・ 被災地の地域課題の解決等に取り組む自治体・NPO・事業者へのハンズオン支援、「結の場」等の情報共有・連携の場のための場づくりに関する取組等を推進する。
- ・ これらの取組で蓄積したノウハウ等の普及・展開を図り、「復興・創生期間」終了後も地方創生に向けた取組を継続できるような環境を整備する。

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓

(1) 復興の姿と国内外への発信

- ・ 復興の進捗や被災地の状況について随時、情報を発信するとともに、国際会議等の各種機会を捉えて原子力災害からの復興状況について正確な情報を発信する。

(2) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019に向けた取組

- ・ 被災地での競技開催や、聖火リレーやホストタウンの実施、被災地産の食材・資材等の活用・PRなど、被災地や組織委員会等の関係機関と連携した取組を実施する。

(3) 震災の記憶と教訓の後世への継承

- ・ 岩手県及び宮城県に設置する国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成32年度末を目途に整備。福島県に設置予定の国営追悼・祈念施設（仮称）について、平成32年度中の一部利用に向け整備を進める。
- ・ 効果的な復興の手法・取組や民間のノウハウ等を始めとして復興全般にわたる取組の集約・総括を進める。
- ・ 防災教育の更なる充実を図る。

4. フォローアップ等

(1) 基本方針のフォローアップ

- ・ 復興庁は、毎年度、本基本方針の実施状況を含む復興の状況のフォローアップを行い、その結果を国会に報告・公表する。

(2) 復興を支える仕組みの運営

① 復旧・復興事業の規模と財源

- ・ 引き続き「復興・創生期間」における各年度の事業規模を適切に管理する。

② 復興特区制度

- ・ 復興特区制度に基づく特例措置の活用を支援する。

③ 自治体支援

- ・ 引き続き震災復興特別交付税による支援を行う。
- ・ 任期付職員及び応援職員への支援について、引き続き、全額国費で支援する。

5. 「復興・創生期間」後における復興の基本的方向性

- ・ これまでの8年間で復興は大きく前進したところであり、「復興・創生期間」の終了まで、本基本方針に基づき、復興に全力で取り組む。
- ・ 一方で、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」（平成30年12月18日復興大臣決定）に示されているように、「復興・創生期間」後も対応が必要な課題がある。
- ・ このため、地震・津波被災地域と原子力災害被災地域とは復興の進捗状況が大きく異なることから、両者を区分して、以下のとおり、「復興・創生期間」後における復興の基本的方向性を示す。

(1) 地震・津波被災地域

- ・ 地震・津波被災地域においては、復興の総仕上げの段階を迎えている。
- ・ 今後は、被災地の自立に向けて、復興事業により強化されたインフラ基盤に加え、復興期間を通じて培ってきた企業・大学・NPO等多様な主体との結びつきやノウハウを最大限活かしつつ、地方創生の施策をはじめとする政府全体の施策を活用し、持続可能な地域社会を創り上げていくことが重要である。
- ・ 復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、取組を着実に進めつつも、「復興・創生期間」後も一定期間対応することについて検討が必要な課題は、以下のとおりである。これらについて、地域の実情をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望、過去の大規模災害の例等を踏まえ、「復興・創生期間」後も対応が必要な事業を整理し、速やかな復興の完了に向けた支援のあり方を検討していく。

① ハード事業

- ・ やむを得ない事情により「復興・創生期間」内に完了しない一部の事業

② 心のケア等の被災者支援

- ・ コミュニティ形成、心身のケア、見守り・生活相談等

③ 被災した子どもに対する支援

- ・ 特別な教員加配、スクールカウンセラーの配置等

④ 住まい

- ・ 応急仮設住宅の撤去、被災者生活再建支援金の支給等
- ・ 災害公営住宅の家賃低廉化事業・特別家賃低減事業

⑤ 産業・生業

- ・ 最終年度に完成する地区等における中小企業等グループの再建支援や企業立地補助金の申請・運用期限の延長

⑥ 地方単独事業等

- ・ 残事業に対応するための人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

⑦ 原子力災害に起因する事業

- ・ 風評被害対策等

(2) 原子力災害被災地域

- ・ 福島原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、本格的な復興・再生に向けて生活環境の整備が進むとともに、帰還困難区域についても、6町村において特定復興再生拠点の整備が始まり、避難指示の解除に向けた取組が進展している。
- ・ 福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。
- ・ 「復興・創生期間」後も対応することについて検討が必要な課題は、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、以下のとおりである。これらについて、関係地方公共団体と連携して、それぞれの地域の実情や特殊性をきめ細かく把握しつつ、復興施策の進捗状況の違いや効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、「復興・創生期間」後も対応が必要な事業を整理し、支援のあり方を検討していく。

① 事故収束（廃炉・汚染水対策）

- ・ 廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な実施

② 環境再生に向けた取組

- ・ 政府一体となって除去土壌等の減容・再生利用等による最終処分量の低減、中間貯蔵施設の整備・施設への搬入、仮置場等の原状回復等を早期に完了
- ・ 地方公共団体と連携しつつ、福島県内の特定廃棄物の埋立処分や同県以外の指定廃棄物の最終処分等に向けた取組の推進

③ 帰還促進・生活再建等

- ・ 魅力あるまちづくり・コミュニティ形成、生活再開に必要な環境整備
- ・ 医療・介護保険等の保険料・窓口負担（利用者負担）の減免
- ・ 心身のケア（被災児童生徒を含む）、見守り、生活・健康相談、個人線量管理等
- ・ 特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた対応
- ・ 原子力損害賠償紛争審査会の指針等に沿って必要十分な賠償の円滑な実施に向けた対応

④ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積

- ・ 廃炉、ロボット、エネルギー、農林水産等の分野に係るプロジェクトの推進等を通じた、浜通り地域等における持続的・自立的な産業発展を実現するための環境整備
- ・ 将来的な自立的運営の実現に向けた福島ロボットテストフィールド等の拠点施設の安定的運営

⑤ 事業者・農林漁業者の再建

- ・ 事業再開のための支援、経営改善、人材確保等
- ・ 営農再開、森林・林業の再生、本格的な漁業の操業再開、販路回復等

⑥ 風評払拭・リスクコミュニケーション等

- ・ 風評払拭のための情報発信、放射線の状況に応じた環境放射線モニタリング、健康調査、安全・安心のための食品等の検査等
- ・ 観光振興の取組

⑦ 地方単独事業等

- ・ 原子力災害に伴う風評被害対策、人材確保対策、法律に基づく減収補てん等

(3) 復興を支える仕組みについて

- ・ 復興期間における復旧・復興事業費とそれに必要な財源の規模を示すとともに、復興特区制度や震災復興特別交付税等のこれまでにない支援制度を設けて、復興を推進してきた。
- ・ 今後、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、復興を支える仕組みのあり方について検討する。

(4) 後継組織について

- ・ 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行いその円滑かつ迅速な遂行を図ること等を目的に、内閣直属の組織として設置された。内閣総理大臣を主任の大臣とし、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置いている。復興庁は、復興施策に関する企画・立案・総合調整を担うとともに、関係省庁の事業を統括・監理し、復興予算の一括要求・確保等を行っている。また、地方公共団体との窓口として岩手県、宮城県、福島県に復興局を設置することで、復興事務のワンストップ化を推進している。
- ・ 今後、復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、後継組織のあり方について検討する。